

東近江行政組合管理職員等の範囲を定める規則

平成 5 年 4 月 1 日
滋賀中部地域行政事務組合公平委員会規則第2号

改正 平成10年3月31日 公平委員会規則第1号
平成19年4月1日 公平委員会規則第1号
平成22年3月30日 公平委員会規則第1号
平成26年3月26日 公平委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日公平委員会規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に収入役が在職する場合においては、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東近江行政組合規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成22年3月30日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月26日公平委員会規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

機 関	職
事 務 局	事務局長、事務局次長、課長、参事、課長補佐、主幹及び 総括管理課副主幹
会計管理者 の補助機関	課長

備考

- 1 この表中「事務局」とは、東近江行政組合事務局設置条例（平成3年滋賀中部地域行政事務組合条例第1号）第1条に規定する機関をいう。
- 2 この表中「会計管理者の補助機関」とは、東近江行政組合会計管理者の補助組織設置規則（平成3年滋賀中部地域行政事務組合規則第4号）第1条に規定する機関をいう。

(平19公平委員会規則1・一部改正、平22公平委員会規則1・平26公平委員会規則6・一部改正)